

お知らせ

募集します

催し物

教室・講座

スポーツ

お知らせコーナー

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付済額の確認方法

市役所国保年金課

☎0587(32)1312

市役所高齢介護課

☎0587(32)1286

1月～12月に納付した国民健康保険税(国保税)・後期高齢者医療保険料・介護保険料は、確定申告の際、社会保険料控除として全額を所得税

※国保税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納税・

や市・県民税の課税対象の所得から差し引くことができます。

▼納付済額の確認方法

左表

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付済額の確認方法

支払い方法	確認書類
特別徴収	課税年金(国民年金や厚生年金など)からの天引き 年金保険者(日本年金機構など)から送付される「公的年金等の源泉徴収票」※1
特別徴収	非課税年金(遺族年金や障害年金)からの天引き 1月25日(金)に市が送付する「国民健康保険税納付確認書」「後期高齢者医療保険料納入確認書」「介護保険料納付済額のお知らせ」
普通徴収	納付書払いまたは口座振替※2

- ※1 申告時、源泉徴収票に記載された社会保険料の内訳を記入する必要はありません
- ※2 納付書払いのかたは領収書、口座振替のかたは預貯金通帳でも確認できます

納入通知書に記載された金額は年度単位で算定されていますので、控除の対象となる金額とは異なります

※40歳～64歳のかたの介護保険料は、医療保険の保険料(国保のかたは国保税)に含まれています。詳しくは、加入している医療保険の担当窓口へお問い合わせください

償却資産申告書の提出を

市役所課税課

☎0587(32)1239

償却資産(個人・法人が所有する事業用の資産)の所有者は、1月1日現在の所有状況を1月31日(木)までに申告してください(償却資産の増減がない場合もその旨を申告してください)。

申告書は平成30年12月上旬に送付しました(往復はがきによる簡易申告で送付を希望しなかったかたは除きます)。申告書が届かない場合や新たに申告書が必要となった場合は、市役所課税課へお問い合わせください。

給与関係書類の提出を

市役所課税課

☎0587(32)1205

平成30年中に給料・賃金・報酬・利子・配当などを支払ったかたは、支払金額の多少にかかわらず1年間の支払分をまとめた書類を提出してください。

●給与支払報告書

▼提出期限 1月31日(木)提出

先出 1月1日現在の受給者の住所地の市町村

●法定調査書

▼提出期限 1月31日(木)提出

子・配当などの一部を除く

▼提出・問合せ先 一宮税務署

(☎0586(72)4331)

●光ディスク(CDなど)による支払調書の提出が義務化

平成26年1月1日以降、支払調書の種類ごとに、前々年に提出した当該支払調書の枚数が1000枚以上の場合はCDまたはe-TAX(市区町村へはe-LTAX)などでの提出が必要です。

給与所得の源泉徴収票をCDなどで提出する場合は、市区町村に提出する給与支払報

プラスチック製容器包装を出す際の注意

問合せ先 資源対策課(環境センター内) ☎0587(36)0135

プラマークのあるプラスチック製の容器・包装は収集された後、工場で使用されるパレットや車の輪留めなどに生まれ変わります。しかし、容器・包装でないプラスチック製のおもちゃ、ルアー、ライターなどの異物が混入すると、リサイクルに適さないだけでなく、リサイクルの際に作業員がケガをする恐れがあります。プラスチック製容器包装を出す際は、容器やラベルに表記されているプラマークを確認してください。



▲プラマーク

告書もCDなどでの提出が義務化されています。詳しくは、国税庁ホームページで確認または一宮税務署へお問い合わせください。